

医政経発0528第1号
令和 3年 5月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公印省略)

医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応スキームについて

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療現場で使用される医療用医薬品の供給が停止されることは、医療の提供に支障を来たす恐れがあることから、医薬品の安定供給の確保や供給状況についての適切な情報提供は重要です。

そのため、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合（以下、「医療用医薬品の供給不足が生じる場合」という。）の情報提供に関して、令和2年9月の「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」のとりまとめを受け、「医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について」（令和2年12月18日付医政経発1218第3号厚生労働省医政局経済課長通知）により、製造販売業者等が、医療関係者等に対し、医療上の対応を行うために必要な情報を適切に提供するよう依頼しているところです。

今般、令和3年3月に安定確保医薬品が選定されたことを踏まえ、医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応の一般的な手順（医療用医薬品の供給不足時の対応スキーム）を策定し、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対して適切な対応を求める旨通知いたしましたので、ご了知いただくとともに、これら団体に加盟していない製造販売業者及び医療機関・薬局を含め、貴管下関係者への周知方よろしくお願ひします。



医政経発 0528 第3号

令和 3年 5月 28日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課



医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応スキームについて

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療現場で使用される医療用医薬品の供給が停止されることは、医療の提供に支障を来たす恐れがあることから、医薬品の安定供給の確保や供給状況についての適切な情報提供は重要です。

そのため、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整等により、医療機関・薬局で必要な量の医療用医薬品が供給できない又はできない恐れがある場合（以下、「医療用医薬品の供給不足が生じる場合」という。）の情報提供に関して、令和2年9月の「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」のとりまとめを受け、「医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について」（令和2年12月18日付医政経発 1218 第3号厚生労働省医政局経済課長通知）により、製造販売業者等が、医療関係者等に対し、医療上の対応を行うために必要な情報を適切に提供するよう依頼しているところです。

今般、令和3年3月に安定確保医薬品が選定されたことを踏まえ、医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応の一般的な手順（医療用医薬品の供給不足時の対応スキーム）を別添のとおり策定いたしましたので、貴団体の加盟団体・企業に対し、供給不安が見込まれる場合には、可能な限り早期（2箇月程度）に厚生労働省医政局経済課に連絡すること及び、医療用医薬品の供給不足が生じる場合には適切に対応いただくよう周知徹底をお願いいたします。

医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応スキーム (別添)

